

## 平成28年度10月定例委員会議事録

○ 日時：平成28年10月11日(火) 9:00～:10:00 (議事)

○ 場所：地域活力センター ゆすはら・夢・未来館 1階会議室1

村田会長	(会長挨拶) 只今から始めたいと思います。本日の議事録の署名を神明委員さんと沖田委員さんをお願いします。それでは、議案第1号から事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは第1号議案 非農地証明願いの件について説明します。資料2ページをご覧ください。 第1号議案、非農地証明願いの件。No. 1。 願出人： 対象地番： 番、 番、 番、 番、 番、 番、 番、 番。 登記簿地目：畑、畑、畑、畑、畑、田、田、田。 現況地目：雑種地、林地、雑種地、雑種地、雑種地、林地、林地、林地。 面積：114 m <sup>2</sup> 、537 m <sup>2</sup> 、619 m <sup>2</sup> 、371 m <sup>2</sup> 、569 m <sup>2</sup> 、66 m <sup>2</sup> 、1360 m <sup>2</sup> 、414 m <sup>2</sup> 。 原因発生時期：10年以上前。 理由、今回申請されている土地は、いずれも10年以上前より耕作されておらず、雑種地及び林地となっています。いずれの土地も周辺への影響は無いものと思われま す。対象地は、資料5ページから21ページが該当するものとなっております。 担当は、村田澄夫 委員になります。村田委員、よろしくをお願いします。
村田会長	事務局による説明が終わりました。ここの担当委員は私となりますので補足説明いたします。13ページから16ページの写真を見ていただいたらわかると思いますが、現況雑種地と林地となっております。特に 番から 番については林道を上がっていった先にあり、現地確認も困難でしたが、ここに至るまでの道すべてが林地となっております。20年といわないくらい昔からこのようになっているものと思われま す。この方については、他にも2筆非農地としての申請が挙がっていたのですが、農地として適正に管理されていたことから、その2筆は除外しての非農地申請となります。
岡林委員	除外した2筆の非農地というのは。
村田会長	家庭菜園規模やけど、きれいに畑として耕作されています。ずいぶん昔の話になるけど、今回非農地を出されている土地は、 さんが親戚の方から購入した土地という話を聞いたことがあります。
中平委員	今回申請されている土地はどれも非農地が妥当な土地やね。
村田会長	現地を確認する限りではそうなるね。今回申請された土地についてはどれも非農地が適当であると思われま す。それではこの件について他に意見等ございませんでしょうか。意見等ございませんので採択をいたします。この件について承認いただける方の挙手を求めま す。挙手全員とのことですので、この件について認めたいと思いま す。それでは次の件について事務局の説明を求めま す。

<p><b>事務局</b></p>	<p>続きまして、利用権設定申出の件について説明します。  資料は23ページから32ページとなります。第2号議案 利用権設定申出の件。  No.1。借受人： 。  貸付人： 。  対象地番： 番、 番。  登記簿地目：畑、畑。現況地目：雑種地、雑種地。  面積：73 m<sup>2</sup>、2,050 m<sup>2</sup>。労働力：1。利用権の種類：賃借。始期：決定日より。期間：10年。  理由、借受人 氏は当該地において、本年度、米ナスの園芸用ハウスを設けるものとなっています。園芸用ハウス整備事業を利用するにあたり、土地の利用権設定を行うことが必要となっていることから、土地所有者である 氏と協議のうえ今回の手続きを行うこととなりました。対象地は、 氏のハウスの隣となります。</p> <p>続きまして、利用権設定申出の件。No.2について説明します。  資料は33ページから40ページとなります。第2号議案 利用権設定申出の件。  No.2。借受人： 。  貸付人： 。  対象地番： 番、 番。  登記簿地目：畑、畑。現況地目：畑、畑。面積：740 m<sup>2</sup>、193 m<sup>2</sup>。労働力：1。利用権の種類：無償貸与。始期：決定日より。期間：5年。  理由、借受人 氏は当該地において、本年度より、土佐甘とうのハウス栽培を行っております。本来であれば、栽培前に土地の利用権設定を行うべきではありますが、手続きが抜かっていたことから、今回、利用権設定を行い、営農を継続するものとなっております。土地所有者である 氏と協議、合意のうえ今回の手続きを行うこととなりました。対象地は、 氏の自宅前となります。  どちらも担当は、沖田孝幸 委員になります。沖田委員、よろしくお願ひします。</p>
<p><b>村田会長</b></p>	<p>それでは、委員さんの補足説明を求めます。</p>
<p><b>沖田委員</b></p>	<p>はい、今月の8日に現地の確認に行ってきました。まず、君の方からながやけど、場所は28ページの写真にもあるように の さんのハウスのとなりの空き地ということになります。この土地はずいぶん昔からこうなっちゃったけど、今回君がここにハウスを建設するということで。これは地元からしても非常にええことやと思います。まだ土地はそのままやけど、事務局の説明でもあった さんとは話がついているということなので、スムーズに進んでいくんじゃないかなと。</p> <p>続いて、君のハウスながやけど、これは にある さんのハウスを くんが前から借りてやりゆうがやけど、君がいうに利用権設定の手続きが抜かっちゃったということで今回申請するものだと。資料のとおりここについてはハウスとしてずいぶん前から使われゆうし、継続して農業やっていきゆうので特に問題とかはないと思います。</p>
<p><b>村田会長</b></p>	<p>さんはハウスで何を作るがやろう。</p>

中平委員	米ナスをやる予定です。
村田会長	事務局からも説明があつたけど、休耕地がハウスとして利用されることは非常に喜ばしいことやと思う。
沖田委員	地元にとっても雑種地というか休耕地が減ることになるきありがたい。
高橋委員	ハウスはいつ頃出来る予定。
事務局	利用権設定が完了したら、ハウス申請にかかる書類が整うので、12月くらいに着工、2月末に完成くらいのスケジュールになると思います。
高橋委員	ハウスの大きさは。
事務局	1反2畝の予定です。
高橋委員	1反2畝のハウスをひとりでやるいうたらなかなかえらいね。人は雇ったりするのかな。
事務局	ハウスの申請書類には農繁期に雇う予定になっていたと思います。
村田会長	君はみらい塾かなんかで研修を受けて就農しちゅうがよね。次世代の農業者育成という点からも良い結果が出ちゅうと言えるのではないのでしょうか。君の件については非常に良いことだと思います。続いて、くんのハウスの件ながやけど、これは手続きが抜かっていたということながよね。
事務局	そうなります。さんが3年くらい前に就農しているのですが、本来であればハウスをさんから借りた時点でその手続きをしなければならなかったのですが、本人もその手続きを知らずに直接さんとやりとりして、ハウスを借りていたとのことです。
村田会長	知らなかったということであれば仕方ないとは言えんけど、こういった決まりがあるということをもっと周知しておかんといかんね。
事務局	はい。
中平委員	しいたけや甘とうも作ってくれゆうき中心的な農家のひとりなので、こういったところをしっかりとやってくれるのはええことやと思う。また、これからはハウスをやるときに利用権の設定が必須化されるということなので、今後はこういったケースは減ってくると思う。
村田会長	必須化ということがあるんやったら、設定抜かりということはなくなるろうね。我々も事務局も今後気を付けていかんといかんね。それではこの2件の利用権設定の件について皆様の意見を求めたいと思います。意見等ございませんか。異議なしとのことですので、この件について承認いただける方の挙手を求めます。挙手全員とのことですので、利用権設定の件について2件とも認めることといたします。 本日の案件については以上とのことですが、その他事務局から何かありますか。
事務局	(次回農業委員会の日程について通知)
村田会長	その他ありませんか。無いようですので本日の会は以上といたします。皆様ありがとうございました。

議事進行役

会長：村田 澄夫

署名議員

委員：神明 繁幸

委員：沖田 孝幸